

届け出はすべて一つの窓口で

住民基本台帳法の実施で 事務は早く正確に

八条・潮止支所を廃止

— 4月1日から —

本年の三月三十一日をもって、住民のみなさまと長い間、おなじみ深かった、八条、潮止の両支所が廃止されることになりました。

昭和三十一年九月、三村が合併するまで、旧八条村役場、潮止村役場として、それぞれ行政事務の中心としての重責を果し、合併後は支所として存続し、現在に至ったものです。

ところで、昨年の十一月十日か

ら、住民基本台帳法が施行され、

以前の住民登録法は廃止となった

訳ですが、この関係については、

昨年十一月号広報やしおに概要を

記したとおりです。

あらたに施行された住民基本台

帳法のねらいは、これまで、いろ

いるな居住関係の届け出が、まち

まちであったものを、一つにまと

めて、みなさんの利便をはかるこ

とを目的としています。

更にくわしく申し上げますと、

市町村が、住民の方々に関係する

あらゆる事務処理の基礎とするた

め、みなさんの届け出にもとづい

て、基本的なことを正確に記録、

整備し、これまでいちいち、関係

課所に届け出ていた不便をなくし

併せて、町の事務処理の合理化を

はかることが目的です。

つぎに具体的に、届け出の窓口が

一本化され、統一されるものをあ

げますと、

○住民の居住関係の公証

○選挙人名簿の登録資格

○国民健康保険の被保険者の資格

得喪

○国民年金の被保険者の資格得喪

○米穀の配給

○学令簿

などで、支所が廃止された後の届

け出は、住民課の窓口一ヶ所で済

むことになります。

つぎに窓口への届け出について

申し上げます。

届け出は、転入届、転出届、転

居（町内の移転）届、世帯変更届

の四種になり、届け出は本人がす

ることが原則ですが、世帯主がこ

れに代ることもできます。

○転入届

あらたに町に住所を定めたときは

転入の日から十四日以内に届け出

を行ってください。

届け出に必要なものは

1 前居住地の転出証明

書で、選挙人名簿登

録、または未登録の

証明書を附したもの

2 国民年金手帳。（該

当者）

3 印鑑

4 世帯転入の時は、前

住所地から米穀通帳

を持参すること。

5 国民健康保険の被保

険者になるものは、

その旨。

などで、定められた用

紙に必要な事項を記入し

て届けることになって

います。

○転居届

町内移転の場合も、

転居をした日から十四

日以後に届け出をしな

ければなりません。届

け出に必要なものは、

転入届と同じですが、

①の転出証明書はいり

ません。国保被保険者

証が必要です。

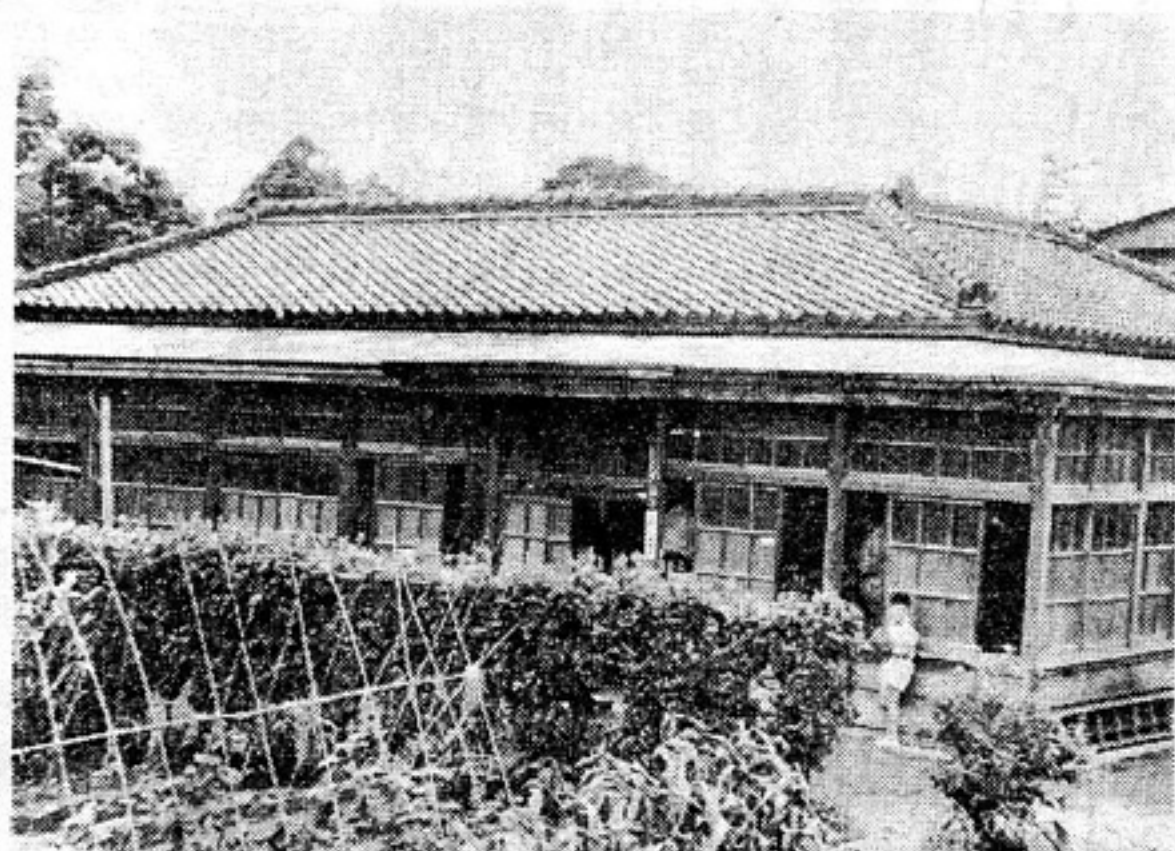
○転出届

町外へ転出するとき

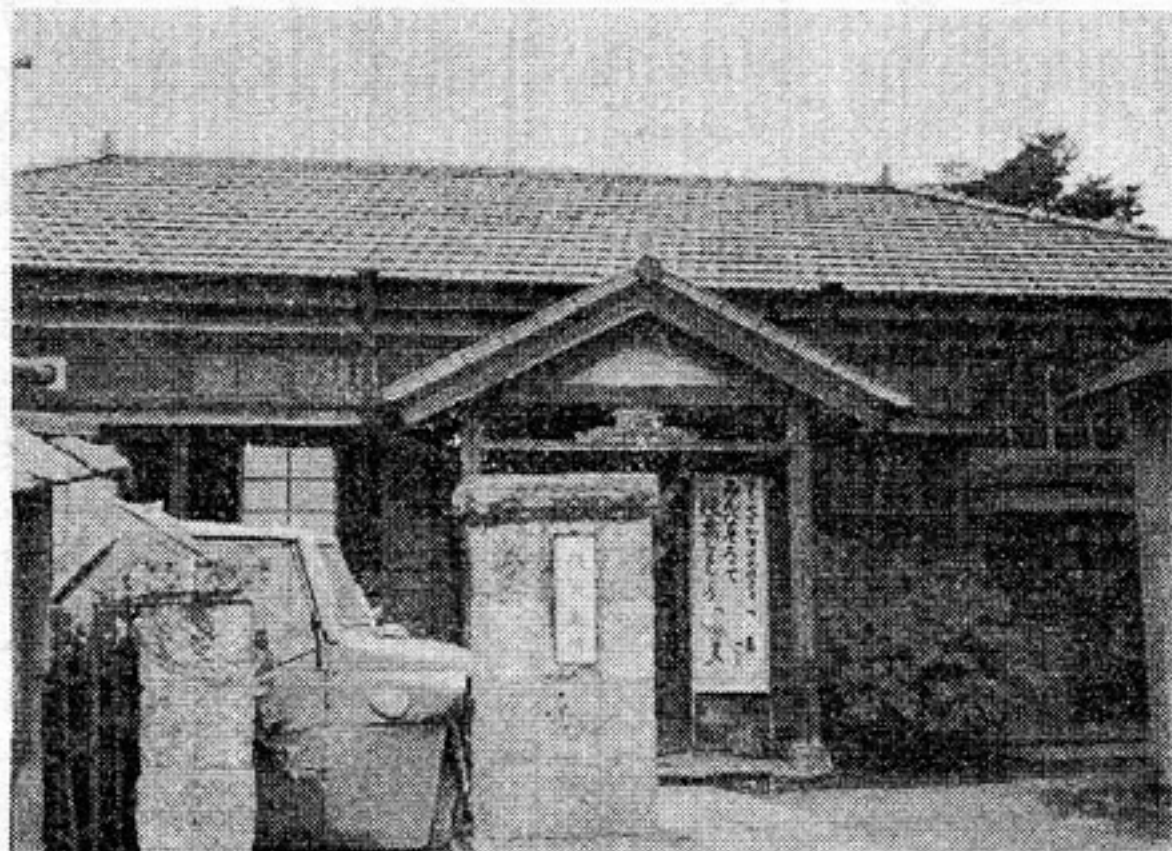
は、あらかじめ、氏名

転出先、転出予定年月

日を町長に届けなければ



八条支所



潮止支所